

## 写本に見える観世音寺文書について

森, 哲也

<https://doi.org/10.15017/1134>

---

出版情報 : 史淵. 138, pp.19-51, 2001-03-30. 九州大学大学院人文科学研究院  
バージョン :  
権利関係 :

# 写本に見える観世音寺文書について

森 哲 也

## はじめに

日本古代・中世の古文書については原文書で伝わるもののほか、現在、現物の所在が知られず、あるいは火災などによって失われ、案文や後世の写し、影写本、レクチグラフ、写真によってしか、形態や内容を確認できないものがある。皆川完一氏により正倉院文書研究における写本の重要性が指摘されているが、これは東大寺文書<sup>1)</sup>など他の文書研究にも該当するものである。そこで本稿では、写本に見える観世音寺文書について、筆者が東大寺文書・観世音寺文書研究を進めるうち<sup>2)</sup>に気づいた若干の事例を報告することにする。

なお、本稿では史料名・刊本等の出典等に関し以下のような略称を用いている。東大寺図書館架蔵成卷文書は東成、同館架蔵未成卷文書は東未、国立公文書館内閣文庫所蔵東大寺文書は内閣と略し、それぞれの巻数や分類番号を示した。平安遺文は平、鎌倉遺文は鎌、大日本古文書家わけ第18東大寺文書は東、大日本史料は大史と略し、それぞれの巻数(編数)―頁数や文書番号等を記している。また、史料引用に際しても常用漢字・新字体を用いた。

## 第一章 江藤正澄『寧楽雑纂』（九州大学附属図書館所蔵）に見える観世音寺公験案

## 第一節 本史料の概要

筑紫観世音寺は保安元（一一二〇）年、その東大寺末寺化に伴い公験案を東大寺に進上した。この公験案のうち、名称は確認できるものの、現在その存在を確認できないものが二〇点ほど存在する。このうち一点の片鱗が知られる史料を、九州大学附属図書館所蔵の江藤正澄『寧楽雑纂 一』（架蔵番号S04/4/1）の、明治八（一八七五）年一〜三月の記事中に見出すことができるのである。<sup>3</sup>

まず筆者である江藤正澄の略歴を紹介しておく、彼は幕末〜明治時代の国学者・考古学者・神官であり、天保七（一八三六）年、現在の福岡県甘木市に秋月藩士上野忠右衛門の二男として生まれ、文久三（一八六三）年、医師江藤家の養子となった。明治維新後、筑前太宰府神社宮司、大和丹生川上神社や広瀬神社の大宮司を歴任したが、明治一〇年、父の死により帰郷した。その後は現在の福岡市中央区簗子において収集品を商って生計を立て、同四四年一月に死去している。<sup>4</sup>

この間、彼は膨大な書籍・考古資料を収集、あるいは書写しており、『寧楽雑纂』は彼が奈良在任時に見聞した各種の資料を収録したものである。その中で江藤正澄は、「東大寺古文書 請納寺領庄文書筑前 観世音寺分十五通」（目次）として、次に示す東大寺文書・観世音寺文書の抄出、ならびに観世音寺の朱印影の模写を行っているのである。

- ① 安元元（一一七五）年八月七日東大寺領莊園文書目録〔早稲田大学所蔵文書・平七―三七〇〇〕
- ② 保安元年六月二八日観世音寺公験案〔後掲〕
- ③ 保安元年六月二八日観世音寺公験案〔東成四三・東七―三一五・平四―一四一三、一四〇九、二―三五一、三

四〇、三四三、三三七、三三五、三三六

④③文書の朱印

⑤保安元年六月二八日観世音寺公驗案（前半のみ）

〔早稲田大学所蔵文書・平一―一五八、一五七、一六〇、一五四〕

さて、本章で取りあげようとするのは②であり、図1として関係部分の写真を掲げ（本稿末尾に掲載）、釈文を示すことにする（改行は写本のまま、aとdは筆者が便宜上記したものである。またaの（奉カ）も筆者の注記であるが、それ以外の注記ならびに上部の通数注記は江藤正澄によるものである）。

a 一通 観世音寺解 申請 府裁事

請重蒙 府裁任 本願施入帳以筑前国進濟税司納庸米内十四石四斗  
〔奉カ〕  
奏備不空観音供米状

在御判

○寛治二年五月

b 一通 府政所下<sup>本ママ</sup> 筑前国

応任寺牒旨以本色充行観世音寺五仏供米拾肆斛肆斗事

○応徳二年三月十日

c 一通 府牒 観世音寺

応永奉備新造菩薩天王燈油仏供事

日別

米肆升 充筑前国庸米内 不空羅索観音壹升 飯

写本に見える観世音寺文書について

四大天王参升 飯陸升料 前別壺升伍合 油伍合<sup>五仏</sup> 前別壺合

充肥後国年料

○長保<sup>後書加へナリ</sup>三年五月十五日

d 保安元年六月廿八日

以上のように、本史料はa寛治二(一〇八八)年五月の観世音寺解、b応徳二(一〇八五)年三月一〇日の大宰府政所下文、c長保三(一〇〇二)年五月二五日の大宰府牒、d保安元年六月二八日の奥書、の部分からなる。本史料は確認できる他の観世音寺公験案と同じく、d保安元年六月二八日の日付を有しており、従来知られなかった観世音寺公験案の一つを抄出したものであり、部分的ではあるがaの欠損部分も写されるなど、その概要を知りうる貴重な史料である可能性が大きい。しかし、そのように結論する前に内容その他について検討を加えておきたい。

まず、文書目録と対照することにより、本史料がいずれの公験案を抄出したものかを考える。まとまって観世音寺公験案の名称を知りうるのは、保安元年六月二八日観世音寺進上公験等案文目録〔筒井寛秀氏所蔵文書・平一一―補二九九〕、仁平三年四月二九日東大寺諸莊園文書目録〔慈光明院所蔵文書・平六一―二七八三〕、保元三年六月一五日東大寺進上筑前国観世音寺文書目録土代〔東成九九・平六一―二九三三・東九―九二四〕、(後欠、保元三年か)東大寺進上筑前国観世音寺文書目録案〔内閣・平九―四七七五・東五―一二七、東末三―一一―一一五〕の各文書目録である。これらの文書目録と対照すると、内容等からみて、この写しに該当すると思われる公験案は次のA・Bである(公験案名の配列は前掲の順序、( )内の数字は枚数)。

A 筑前国五仏聖例文(4)・長保三年筑前国五仏々聖米例文(4)・五仏々聖供料文(5)・五仏々聖供料例文(5)

B 五仏常燈例文(3)・長保四年請文肥後国五仏常燈油例文(3)・五仏常燈例文(3)・(現存部分には記載なし。後欠部分に存在した可能性あり)

A・Bともに五仏の仏聖米・常燈油に関わるものである。本史料cに米・油の両方が見えるが、aとc全体に共通するのは供米のことであり、加えてcはAの長保三年という年紀と一致しているので、本史料はAの公験案を写したものと判断する。本史料で奥書部分を除いた文書の通数は合計三通であり、Bの枚数と一致する点が気になる向きもあるが、観世音寺公験案は継紙上に文書を写したものであって、構成文書の合計点数と枚数とが必ずしも一致するわけではないので、積極的根拠とならない。また、東大寺に進上された公験案は必要に応じて東大寺の印蔵から取り出されており、詳細は別に譲るけれども、Bは白川法印顕恵が借り出したまま返納しなかった文書のリストに入っており、このリストに掲載された観世音寺文書が東大寺に返納された形跡がない点も参考になる。

次に、内容面の検討を行っておこう。本史料は抄出であるため、詳細が判然としない部分もあるが、およその推移は以下のようなだろう。まずcで、長保三年五月一日、大宰府牒により不空羅索観音と四天王に対する燈油・供米の量・財源に関して観世音寺に伝えられた。a・bを参考にすれば、これ以前に観世音寺から大宰府へ、何らかの要請があったものと推測される。b、おそらく、その供米が滞ったため、観世音寺牒によって供米の充当が申請され、応徳二年三月一日、それを受けて大宰府政所から筑前国に対して、その実行を命じる下文が発給された。a、しかし、それが果たされなかったため、寛治二年五月、観世音寺は重ねて大宰府の裁可を願い出て、大宰府官長の裁可を得たのである(「在御判」)。その候補たりうるのは、この年に任を辞した大宰大貳藤原実政(『公卿補任』同年条)、もしくは八月二九日に大宰権帥を兼ねた藤原伊房(『公卿補任』同年条)のいずれかであろう。cからaに至る流れのうち、cとbの間が八〇年以上も離れていることに注意しておきたい。

またその財源であるが、供米全体として年間一四石四斗である。この数字はa bに共通しており、cも計算すれば同額となる。すなわち、供米は一日あたり四升(不空羅索観音一升、四天王三升)、一年三六〇日として、四×三六〇＝一四四〇升＝一四石四斗となる。ただし「飯陸升料 前別壹升伍合」とあるのは、四天王についての記述であることは疑いないものの(一升五合×四＝六升)、供米でなく、それとは別に「飯」が供えられるということであろうか(その場合、一日六升×三六〇日＝年間二一石六斗となる)、やや判然としない。ともあれ、その一四石四斗を、「本願施入帳」に従って、筑前国が大宰府に納める庸米で負担することになる。「税司」は庸米・雑米に関する大宰府の一部局であり、<sup>6</sup>観世音寺の法会・仏事の財源を、税司に収納された米から支出することについては、他にも例があり問題ないと考えられる。すなわち、偶然にも江藤正澄が<sup>③</sup>として書写している「永延三年金堂長講例文」(仁平目録)に、「税司納米」から「大弐月糧」を割き、観世音寺金堂の仁王長講仏供料に下行すること、また「筑前国例進税司庸米」を「塔院三昧供米」として下行することが見える。

以上のように、本史料は明治時代の抄出という限定があるものの、従来知られていなかった観世音寺公験案の一つについて、公験案を構成していた文書の年次・概要を伝えるものであることが確認されたのである。<sup>7</sup>

## 第二節 本史料の解釈と意義

次に本史料から知られる点を述べる。まず従来、公験案名からだけでは判らなかつた「五仏」の内訳が不空羅索観音と四天王であることが判明した。『延喜五年観世音寺資財帳』(東京芸術大学所蔵文書・平一―一九四)によれば、「四天王像肆軀」が金堂に安置され、「観世音菩薩像壹軀」が講堂に安置されていた。<sup>8</sup>これらを含む観世音寺諸尊の変遷については、これまでも関係論考が発表されている。<sup>9</sup>しかし、本史料の出現により新たな問題点が生じることになった。それは、これらの五仏が長保三年の時点で「新造菩薩天王」とされる点である。講堂に

安置された塑像の不空縹索観音像は、創建期の塑像が康平七（一〇六四）年の講堂・塔の焼失、康和四（一一〇二）年の大風による金堂・戒壇院・回廊・南大門などの転倒、康治二（一一四三年）の金堂・回廊等の罹災を乗り越えて伝来していたが、承久三（一二二一）年七月一二日夜半に突然転倒し、貞応元（一二二二）年に現存の木像が再興された<sup>10</sup>とされる。すなわち関係史料に従えば、長保三年の時点では依然として創建期の不空縹索観音像が伝わっているのである。

したがって、本史料の解釈としては、以下に示すような三つの解釈案が想定できよう。まず、第一の解釈案は、「新造」をそのまま素直に解釈し、創建像とは別に新たに不空縹索観音像・四天王像が造立されたと考えるのである。その安置場所はおそらく講堂であったと推測される。『延喜五年観世音寺資財帳』によれば、金堂には四天王像が安置されており、護法神としての四天王がそれまで講堂に存在しなかったため、「新造」されたという理解が素直と思われるからである。

そのように考える場合、不空縹索観音像について、さらに注意を喚起されるのは、寛和二（九八六）年頃に大宰大貳菅原輔正の発願による「新造丈六観世音菩薩」の造立が伝えられていることである〔内閣・東五一一〇―（二一）・平二―三七五〕。この観音像は長徳三（九九七）年一〇月に彩色が行われた像と考えられており〔内閣・東五一一〇八・平四―一三六八〕、そこでは「御寺大仏」とも称されているが、変化観音のうち何観音であったかはつきりしない。従来は特記されていないので漠然と聖観世音菩薩と考えてこられたのであろうが、年次が近接する点からみて、この像が本史料に見える不空縹索観音であった可能性が生じるのである。これが第二の解釈案である。その場合、現存する聖観世音菩薩坐像は猪川和子氏が説くように、創建期の像（猪川氏は二臂の如意輪観音像とする）が康平七年の火災で焼失した後、治暦二（一〇六六）年頃復興されたものと解釈され、一方、菅原輔正発願像は、後世の災害により湮滅し現在に伝わらなかったと理解される。また四天王像に関しても、第一

の解釈案と同じく、創建像とは別なものが講堂に「新造」されたと解釈される。

しかしながら第二の解釈案は、長徳四（九九八）年十一月五日の観世音寺牒案（内閣・東五十一一〇―二一）・平二―三七五）に見える「去寛和二年十二月十九日大式兼式部大輔菅原朝臣御施入文云、件常燈料油七斗二升、年中三百六十夜料、夜別二合、買直租穀廿八石八斗、宛油一升直粃四斗、筑前国以件租穀交易、注載調庸抄帳、毎年進済可預備状、下符已了者」という記載と抵触する。すなわち、菅原輔正発願像の常燈油七斗二升は一晩二合で年間三六〇日分の計算であるが、その経費は粃四斗で油一升に換算するので、年間二八石八斗の穀が必要となり、筑前国がその穀を交易して油を調達し、その額を「調庸抄帳」に記すのである。ここでいう「租穀」は、換算率からみて「粃」と同じであり、要するに米を意味していると考えられる。「調庸」と米から想起されるのは庸米であり、aに不空縹索観音の供米として、筑前国の庸米が見える点とも共通する。庸米を交易して常燈油を調達するので、「調庸抄帳」に注載することになるのであろう。

調庸抄帳について、俣野好治氏は、「収文との計会によつて未進を勘出する機能をもつた、中央側の資料であつたことは確かであろう」とし、「抄帳は計帳の調庸輸納予定額を略抄した帳簿である可能性がある」とする<sup>11</sup>。さらに福島正樹氏は、民部省勘会で日収と勘会される抄帳の性格を、「対中央貢納物の品目・額を納入先ごとに勘会できるように作成された文書（帳簿）」<sup>12</sup>「そのためには国ごとに日収と勘会することに対応できる形式（国ごと・納入先別・税目別、場合によつては代物と換算値の記載）をとつていたことが推定できる」とする<sup>12</sup>。しかし、ここで登場する「調庸抄帳」とは、主計寮での勘会に必要なものではあろうが、通常の「調庸抄帳」ではなく、むしろ府用に供した調庸物を記した「用度帳」のことではないかと考えられる<sup>13</sup>。いずれにしても、右に示したように、菅原輔正発願の「新造丈六観世音菩薩」の常燈油料は、筑前国が租穀を交易して調達するのであり、それに対して、cによれば不空縹索観音の常燈油料は、四天王の分とともに「肥後国年料」であつて一致しないのである（こ

の油に関する公驗案が前掲Bである。何よりも、さきの觀世音寺牒案によれば「新造丈六觀世音菩薩」に対しては「常供料田」が施入されているので、それが供米の財源とされたはずであり、筑前国の庸米が持ち出される理由がないのである。

そこで、もう一度本史料に戻ると、cの日付の横に「後書加ヘナリ」と注記されていることが気に懸かる。江藤正澄は抄出に際して、この部分に筆勢・墨色など何らかの違和感を覚えてこの注記を施したのであろう。これについては、公驗案の現物が確認されていない現状では、いくつかの推測が可能であろうが、私案では「永保三年五月十五日」ではなかったかと考えている。「永」と「長」とは字を崩して書いた場合、類似することがあり、もとの記載が判読に迷うものであったのではあるまいか。永保三（一〇八三）年であればa bの年次と近接することも理解しやすい。ただしその場合、仁平目録に「長保三年」と明記されていることの説明が求められるが、それは以下のような点が参考になるのではなからうか。すなわち、まず觀世音寺公驗案を原本・写真版・影写本等で実見した経験からいえば、整った書体とは言いがたいものがあり、文意からそのように読むといわざるを得ない書体も見受けられる。次に、仁平目録で「一卷」<sup>四枚</sup> 久安三年庄々田数注文永慶進」とある文書は、対応する保元三年目録土代では「庄々注文一卷」<sup>永清進 四枚</sup>、保元三年目録案では「庄々注文」<sup>四枚 永清進</sup>と見える。「永慶」あるいは「永清」とあるのは僧名・人名かと思われるが、いずれかの目録が誤記していない限り、本来の文書の記載が「永慶」とも「永清」とも読みうる字体であったことが考えられよう（この文書は現在確認されておらず、いずれが妥当かは不明）。よって当面問題としている公驗案の場合、仁平目録も江藤正澄も該当部分を「長保三年」と読み取った（ただし江藤正澄は違和感を覚えて注記を施した）と考えられるのである。このように理解すると、aとcの年次も近接し、一連の流れも理解しやすくなるのである。

この推測が成立するならば、本史料に見える「新造」の不空縑索觀音像とは、『扶桑略記』治暦二年二月二八

日条に「殊加補修。如旧安置」とあるように、創建像である塑像の不空縹索観音像が康平七年の講堂等の火災で破損した後（焼失ではない）、修理を加えたものと理解されるのである（それを「新造」と称したものか）。これが第三の解釈案である。この解釈案に関して、わずかな傍証と考えられるのは、aに「本願施入帳」とある点である。この字句には敬意を示す欠字が用いられており、天智天皇が母斉明天皇の冥福を祈るため、観世音寺建立を発願したと伝えられる事とも符合するように思われる<sup>14</sup>。ただし、第三の解釈案では、四天王像について論理的な説明が苦しくならざるをえず、『延喜五年観世音寺資財帳』以降、金堂安置の四天王像が講堂に移されていた、等の想像を交えなくてはならない。

それぞれの解釈案について意義を考えるならば、以下のようになる。第一案・第二案では、新たに不空縹索観音像・四天王像が造られたわけであるから、その発願者が大宰府官長であれば、彼らの観世音寺に対する信仰の強さを考えるべきであろうし、平安期における観音の霊場としての仏像の充実ぶりをうかがうことができる。

第三の解釈案のように創建像についての公驗案であったとするならば、不空縹索観音像と四天王像の「五仏」が特に重んじられていた理由を考察する必要がある。不空縹索観音像は本尊、もしくは中心的仏像の一つであるから、当然であると考えられることもできようが、四天王像については注意すべき事がある。すなわち、『類聚三代格』宝亀五（七七四）年三月三日の太政官符では（新訂増補国史大系四五頁）、大宰府に対して新羅に面した「高顕淨地」に「四天王像捨像四軀」を造り、「最勝王経四天王護国品」により、新羅の災いを払うことが命じられている。この官符により造立された四天王像は、弘仁一一（八二〇）年三月四日の大宰府牒案（堂本四郎氏所蔵文書十大大東急記念文庫所蔵文書・平一〇一四九〇〇）によれば、後に大野城内に建立された四王寺（四王院）から筑前国分寺に移されているが、注目されるのは外敵から国を守護してもらおう目的で、四天王像が造立されていることである。田村圓澄氏が観世音寺について、その寺号から「観音による、日本の国土および人民に対する擁護、すな

わち護国済民に比重がかけられていた」と推測している点も勘案すると、<sup>15</sup> 観世音寺の性格の一つとして、護国の寺という性格があったと考えられる。『延喜五年観世音寺資財帳』仏経章により、四天王像と観世音菩薩像以外の仏像を検すると、金堂には阿弥陀三尊像が、講堂には聖僧像がそれぞれ安置され、あとは菩薩院に十一面観世音の画像が安置されているだけである。このうち阿弥陀三尊像が斉明天皇の冥福を祈る性格を持たされたものであるとすると、四天王像と観世音菩薩像がそれと並ぶ中心的な仏像であり、安置場所が金堂と講堂に別れるものの、その造立目的は外敵からの国土擁護であったとする解釈が成立する。<sup>16</sup> そうした目的が考えられる時期として、白村江敗戦後の天智朝はまことに相応しい時期といえよう。

また、観世音寺という寺号について注目されるのは、東北経営との関係である。西の大宰府に対し、東北経営の拠点として多賀城を挙げることができる。その多賀城に付属する多賀城廃寺は、近年、西方の山王遺跡（東町浦地区）から出土した、万燈会などの仏教行事に使用されたと見られる坏の一つに「観音寺」の墨書があったことから、<sup>17</sup> その寺号が「観（世）音寺」であったと考えられている。加えて、以前の発掘調査によって確認されているように、多賀城廃寺は観世音寺と同じく正面に講堂、東に塔、西に金堂を配する伽藍配置であり、筑紫観世音寺の性格を考える際には、多賀城廃寺についても視野に入れる必要がある。その意味では、護国の寺という性格は両寺に共通するものと言えよう。これは第三の解釈案によらずとも、『延喜五年観世音寺資財帳』の仏像構成、寺号、多賀城廃寺との対照からも導けるのではなからうか。

以上、江藤正澄『寧楽雜纂』に見える観世音寺公驗案について、その紹介をかねて三つの解釈案とそれぞれの意義づけを考えてきた。もつとも素直なものは第一の解釈案であるが、本文が抄出であることから、第三の解釈案が成立する可能性も考慮しておく必要があるので、贅言を費やした次第である。

## 第二章 宮内庁書陵部所蔵『観世音寺太政官符』について

### 第一節 本史料の概要

現在、宮内庁書陵部に所蔵されている『観世音寺太政官符』（架蔵函号257/61）は、観世音寺の五重塔などの伽藍再建に関わる史料である。これは写しではあるものの、後述するように、従来明らかでなかった文書の日付、原文書の接続関係を明らかにしてくれる重要な史料である。<sup>18</sup>

まず本史料の概要を示しておく、本史料を含む冊子は全四七丁からなり、第一丁表に「諸陵寮之章」と「帝室／図書」の朱印を捺す。このうち前者は、明治一九（一八八六）年、それまでの御陵墓課が諸陵寮に改組となつて以降使用されたものであることが判明している以外、<sup>19</sup> 詳細な伝来過程は管見の限り不明である。また、奥書・識語などもないため、その書写時期も明確ではなく、わずかに宮内庁書陵部図書課出納係備え付けの図書カードに「江戸末期写」とあるのみである。表題に「観世音寺注進封庄／同太政官符 全／東大寺起請」とあるように、現状では三種の文書の写しが合綴されている。このうち『観世音寺注進封庄』（第一丁表〜一三丁裏）は保延三（一一三七）年三月日の観世音寺封莊作田地子段米注進状（八代恒治氏所蔵文書・平五―二三六六）の写し、『東大寺起請』（第三九丁表〜四七丁裏）は文永六（一二六九）年九月日の東大寺起請（東成四二・東七一―三一四・鎌一四―一〇五〇四）の写しである。本章で取り上げる『観世音寺太政官符』（第一四丁表〜三八丁裏）は次のような構成となっており、本稿末尾に図2〜図27として写真を掲げている（各図の上部にある①〜⑩は本文の文書番号と対応する）。

①康和元（一〇九九）年十一月三日太政官符

- ② 嘉承元（一一〇六）年五月二五日太政官符
- ③ 同年八月二〇日大宰府政所牒
- ④ 同年五月二九日太政官符
- ⑤ 同年八月二九日僧暹宴解
- ⑥ 同三年六月二一日太政官符
- ⑦ 天仁元（一一〇八）年一〇月日大宰府政所牒
- ⑧ 同二年六月二一日大宰府解
- ⑨ 同年六月一〇日觀世音寺牒
- ⑩ 元永（天承）二年三月日觀世音寺三綱等解
- ⑪ 天承二（一一三二）年七月二一日大宰府解

これを日付と内容の点から現存文書と対照した結果は、以下に示すようになる（以下、①～⑪のもとになった文書を①～⑪と表記する）。

まず①～③は現在、京都大学所蔵の『古文書集』九（本稿では東京大学史料編纂所架蔵影写本3071.62/100/9による）に収められている（計四紙からなる継紙上に①～③の順で記す。このうち③が平四―一六五九として活字化される）。ただし③は末尾が欠けており、文書の日付が明らかでない。<sup>20</sup>①②と同様なものは、④と同内容を有する文書とともに、国立公文書館内閣文庫の所蔵に帰している觀世音寺文書中にも見出される。これは計三紙からなる継紙上に②①④の順で記載され、東五―一一四として、および平四―一四一八、一六五七（以上の二点は『古文書集』九との対校を経ている）、一六五八として活字化されているが、文書の配列が『觀世音寺太政官符』とは異なり、しかも紙継目を墨が渡っていることから、後世の継ぎ直しである可能性も考えられず、これが①②

④に該当する可能性はないと思われる。<sup>21</sup>また、④と同内容の文書は末尾が欠けており、日付が明確でない。次に⑤⑩は、東京大学文学部所蔵の観世音寺文書中に存在しており（題籤「寺家修造」「官府宣案」あり）、東別一―一七―（一）（七）として全体が翻刻され、⑤⑨は平四―一六六五、一六八八、一六九八、一七〇五、一七〇六に活字化されている。

このように、①⑩が①⑩を写したものであるという考えは、書写状況からも支持される。すなわち、全体として用字が合致するのはもちろん、文字の誤脱やその補入状況が①⑩と一致、あるいは文字の欠損状況が、きわめてよく一致するのである。以下、図2②～図27をもとに、図の番号・行数、の形で関係箇所を例示する。『古文書集』の分から紹介すると、図3・14は②で「日」とあるところを「因」とするが、これはこの部分に欠損があるため読み誤ったものであり、同・18や図4・4の「虫房」、同・6の「虫課」などの「虫」とされる欠損部分、同・17の「源<sup>朝臣</sup>俊明」、図5・2の「修理左宮城正四位下<sup>使</sup>」などの脱字およびその補入状況が一致している。③では図6・2の「不日観世音寺」は「日」と「観」の間に「功」を脱していると思われ、同・12の「是素懐」も「是素懐」とあるべきで、しかも「是」と「素」の間に「以」を脱していると見られるが、ともに③も同様である。また、同・5の「状<sup>偏</sup>重」（平では本文中に入れて翻刻）、正しくは「太皇太后宮大夫陸奥出羽按察使」とあるべきところを、図7・2③では「太皇太后大史陸国出羽按察使」とする点、同・18の「相次締構」（「相次結構」とあるべきか）などの部分も一致する。<sup>22</sup>

次に、東京大学文学部所蔵文書では以下のようなようになる（カッコ内は該当する東別一―一七の頁数・行数である）。欠損部分関係では、図15・4の「綸官<sup>虫</sup>」は原文に欠損があるため「言」を読み誤ったと考えられ（73・11）、図16・1の「虫」は原文「早」に少し欠損があり（74・4）、図19・10の「字」（76・8）、同・16の「恐<sup>虫</sup>」（76・10）、図22・12の「間虫」（78・11）、図26・15の「虫」（81・4）なども、いずれも原文に欠損がある

ことに関係している。図16・2の「若<sup>無</sup>〇当」(74・4)、同・3の「公家<sup>捨諸</sup>〇仍」(74・5)、図21・14～15の「既<sup>雖</sup>〇先」(78・5)などの脱字と文字の補入状況も原文と同じであり、図13・6～7の「於於」(72・10)、図25・7の「元永」の追筆(80・4)も一致している。なかには原文で傍書であっても、『観世音寺太政官符』で傍書でないものもあるが、それは書写の際、傍書を本文中に入れて写したものと理解できるから、これらの一致からみても、やはり『観世音寺太政官符』は、『古文書集』、行方不明の一紙、東京大学所蔵文書、を書写したものと考えられるのである。

## 第二節 本史料の意義

本史料の意義として注目すべきは、前節に示したように原文書の接続関係が判明する以外に、現在確認できない③の末尾と、⑤冒頭の記載が写されている点である(図9～11参照)。すなわち、まず③は『古文書集』では末尾の府官連署中、「監代惟宗朝臣〈在判〉」までしか残っていないが、本史料の③ではそれに続けて「監代小の朝臣／監代建部／監代佐伯朝臣／監代安倍<sup>在判</sup>／嘉承元年八月廿日」の記載がある(図9・11～15)。これにより、従来不明であった③の日付が嘉承元年八月二〇日と判明するのである。加えて、「嘉承元年五月廿九日」という④の日付と、大宰権帥大江匡房の裁可文言を含む⑤の冒頭部分「依請 但早可作之<sup>在御判江帥殿</sup>／僧暹宴解 申請 府裁事」を写す点も貴重である(図11・3～5)。内閣文庫に所蔵される、④と同内容の文書では日付が不明であったが、④により日付が確認された。また、現存する東別一―一七―(一)は、冒頭にいきなり解状の要旨がくるという異様さがあったが、⑤のように、その前に書き出しが存在して落ち着くことになった。この状況は、もともと継紙の上に①～⑪を記していた卷子から、いずれかの時点で④を中心とする一紙が脱落し、前半と後半とに分かれて寺外に流出したか、あるいは寺外に流出した後、一紙脱落して前半と後半に分かれたことを示している。そ

の場合、東別一―一七の各料紙（九枚）の法量は縦約二九・〇―二九・六センチメートル、横約四九・一―四九・九センチメートルとほぼ一定であり、紙継目に補修の跡が確認されることを考慮すれば、自然に紙継目からはがれたか、かりに分割が人為的になされたものであるとしても、それは切断されたのではなく、本来の紙継目からはがされたものと考えられる。

### おわりに

以上、管見の範囲で筆者が気づいた、写本に見える観世音寺文書について事例報告を試みた。第一章で取り上げた公験案の写しは、観世音寺に安置されていた尊像について新たな手がかりを与えるものではあるが、残念ながら抄出であるため、いくつかの解釈案を提示するにとどまったことはまことに残念である。第二章では、従来不明であった文書の日付、ならびに現在分蔵されている史料の接続関係を明らかにすることができたが、第一章の公験案、第二章についても一部もとになった文書の所在をつかみ得ておらず、今後課題が残されている。しかし、どちらも江戸末期―明治初期まで、もとになった文書が伝来していたのであるから、現在でも現物がいずこかに存在し、あるいは完全な写しが残っている可能性もあるので、近世史・近代史専攻の方も含めて博く御教示をお願いしたい。もともと日本古代史の史料は、他時代に比べて少ないものである。近年では木簡・墨書土器といった出土文字史料が新出史料として注目されているが、そうした偶然の発見・遺跡破壊をとまなう発見に頼るだけでなく、文献史学としては近世・近代に写されたもののなかから古代史料を抽出し、古代史研究に生かして行く作業も続けられるべきであろう。本稿もそうした観点から試みたものである。本稿で示した見解が十分でないことは自覚しており、それぞれの写本のもとなった文書が出現することにより、訂正を余儀なくされる部

分も出てこようが、ひとまず現時点で行える考察を終えることにする。

## 註

- (1) 皆川完一「正倉院文書の整理とその写本―穂井田忠友と正集―」（坂本太郎博士古稀記念会編『続日本古代史論集 中巻』、一九七二年、吉川弘文館）。
- (2) 森哲也A「仁平三年東大寺諸莊園文書目録の基礎的考察」（『史淵』第一三七輯、二〇〇〇年）、B「延喜五年観世音寺資財帳』の脱落断簡」（『日本歴史』第六二六号、二〇〇〇年）、C「観世音寺文書の基礎的考察」（『九州史学』第一二七号、二〇〇一年）。
- (3) 本史料については、一九九九年八月および二〇〇〇年一〇月に調査を行った。
- (4) 江藤正澄の事績については、筑紫豊「秋月が生んだ明治の文化人 江藤正澄の面影」（一九六九年、財団法人秋月郷土館）の他、古賀益城編『あさくら物語』（一九六三年、あさくら物語刊行会）、西日本新聞社福岡県百科事典刊行本部編『福岡県百科事典 上巻』（一九八二年、西日本新聞社）、家臣人名事典編纂委員会編『三百藩家臣人名事典 第七巻』（一九八九年、新人物往来社）、日本歴史学会編『日本史研究者辞典』（一九九九年、吉川弘文館）などの該当項目を参照。
- (5) 承安五（一一七五）年五月日の東大寺莊園文書注文（東末三一一一・一八・平七―三六九〇）。森哲也註（2）C論文参照。
- (6) 竹内理三「大宰府政所考」（同『竹内理三著作集 第四巻 律令制と貴族』所収、二〇〇〇年、角川書店。初出一九五六年）、平野邦雄「大宰府の徴税機構」（竹内理三博士還暦記念会編『律令国家と貴族社会』、一九六九年、吉川弘文館）、北條秀樹「府支配」と西海道―府と四度公文―」（同『日本古代国家の地方支配』所収、二〇〇〇年、吉川弘文館。初出一九八〇年）。
- (7) このことは森哲也註（2）A論文表1の備考で簡単に触れておいたが、備考という性格上、全面的に考証過程を示すことができなかった。本稿がその考証にあたるものである。
- (8) この観世音菩薩像が不空縑索観音像であるか否かについては議論がある。錦織亮介「観世音寺と不空縑索観音像」（『仏教芸術』一〇八号、一九七六年）は本尊を不空縑索観音像であると、猪川和子「筑紫観世音寺観世音菩薩像考」（『仏教芸術』一一〇号、一九七六年）は二臂の如意輪観世音菩薩像（現在の聖観世音菩薩坐像がその後身とみる）であるとする。また西川新次「聖観音像」（『国華』第八三三号、一九六一年）は康平七（一一〇六四）年の講堂・塔の焼失後、それ以前の中尊不空縑索観音像（焼失せず）に替わって、現在の聖観世音菩薩坐像（菅原輔正造立像の復興像とする）が本尊にされたとみる。

- (9) 小田富士雄「観世音寺仏像回祿考」(同『小田富士雄著作集』九州考古学研究 歴史時代篇)所収、一九七七年、学生社。初出一九五九年)、高倉洋彰「観世音寺の伽藍と尊像」(同『大宰府と観世音寺(海鳥ブックス18)』所収、一九九六年、海鳥社。初出一九八七年)など。
- (10) 『本朝世紀』康治二年七月一九日条、『扶桑略記』康平七年五月一三日条、治暦二年二月二八日条、『百練抄』『二代要記』康平七年二月一八日条、康治二年六月二一日条、嘉承元年八月二〇日大宰府政所牒案(次章③③参照)、元永二(一一一九)年三月二七日筑前国観世音寺三綱等解案(内閣・東五十一一五・平五十一一八九八)、久安四(一一四八)年閏六月一六日筑前国観世音寺堂舎損色注文(東末一十一一六十二・平六十二六四九)、『不空羼索観音像胎内墨書銘』。
- (11) 俣野好治「律令中央財政機構の特質について」(『史林』第六三卷第六号、一九八〇年)。
- (12) 福島正樹「財政文書からみた中世国家の成立」(十世紀研究会編『中世成立期の政治文化』、一九九九年、東京堂出版)。
- (13) 大宰府の「調庸用度帳」については『類聚三代格』斉衡三(八五六)年五月二七日太政官符(新訂増補国史大系三七九〜三八〇頁)、寛平九(八九七)年六月一九日太政官符(新訂増補国史大系三八〇〜三八一頁)参照。なお、永延三(九八九)年一〇月二五日大宰府牒案(東成四三・東七十三一五・平二一三三五)には、観世音寺が支出に関して「代代進府用途帳」を大宰府に提出していたことが見える。
- (14) 『続日本紀』和銅二(七〇九)年二月戊子(二日)条には、「詔曰、筑紫観世音寺、淡海大津宮御宇天皇、奉為後岡本宮御宇天皇、誓願所基也。雖累年代、迄今未了。宜大宰商量、充馭使丁五十許人、及逐閑月、差発人夫、専加檢校、早令造作」とあり(新日本古典文学大系本による)、観世音寺建立の発願者を天智天皇とするが、倉住靖彦「地方の古代寺院―観世音寺・下野薬師寺と地方豪族の氏寺―」(狩野久編『古代を考える 古代寺院』、一九九九年、吉川弘文館)は、『類聚三代格』嘉祥元(八四八)年一月三日の太政官符(新訂増補国史大系一三〇頁)に、「件寺天武天皇所建立也。坂東十国得度者咸萃此寺受戒。今尋建立之由。与大宰観音寺一揆也」と見え、下野薬師寺が観世音寺とともに天武天皇による建立と伝える点をもとに、観世音寺の発願が「不改常典」のように天智に仮託された可能性を述べる。ただ「今尋建立之由。与大宰観音寺一揆也」とは、両寺が受戒の拠点であることを強調しているとは解せなくもない。
- (15) 田村圓澄「観世音寺草創考」(『日本歴史』第四四〇号、一九八五年)。
- (16) この点に関連し、大永六(一一五六)年作成の絵図を江戸期に写したとされる『観世音寺伽藍絵図』によると、通常、持国・多

聞の二天が安置される中門に「四天王」と朱書されており、観世音寺における四天王の重要性を知る上で参考となる。同絵図については、太宰府市史編集委員会編『太宰府市史<sup>建</sup>美術工藝<sup>築</sup>資料編』(一九九八年、太宰府市)六九二〜六九六頁参照(執筆担当は八尋和泉氏)。

(17) 高倉敏明「山王遺跡」(多賀城市史編纂委員会編『多賀城市史 第四巻 考古資料』、一九九一年、多賀城市)、菅原弘樹「多賀城周辺の様子―宮城県多賀城市山王遺跡の調査―(文化財レポート二八七)」(『日本歴史』第五四四号、一九九三年)。

(18) 本史料については、一九九九年五月、太宰府市史史料調査時に実見した。

(19) 『図書寮叢刊 書陵部蔵書印譜 下』(一九九七年、宮内庁書陵部)三三〇〜三三一頁。

(20) ③は『常設展日本の古文書 解説・釈文』(一九九五年、京都大学文学部博物館)にも活字化されている。

(21) この点は一九九五年五月、太宰府市史史料調査時の原本観察によって確認している。この内閣文庫所蔵文書の性格については断案を得ないが、観世音寺五重塔の再建が幾度も申請されていることからすれば、いずれかの機会に副進文書などとして写されたものかとも推測される。ただ、寺外流出文書でもあり、その位置付けについてはさらに後考を俟ちたい。

(22) なお、図5・6は「府政所牒」とだけ記すが、これは③に存在する充所「観世音寺<sup>衛</sup>」の明らかな書き落しである。また②と②を対照すると、図3・12と同・13の間には「造兼又不論神社」の文言が落ちている。

(23) この点は一九九九年五月、太宰府市史史料調査時に確認した。

〔付記〕

本稿は、二〇〇〇年度九州史学研究会大会(二〇〇〇年一〇月一五日、於九州大学)における同題の口頭報告をもとに、作成したものである。報告の基礎となった史料調査、大会当日の質疑応答、成稿に際し、以下の諸氏・諸機関には特に御教示・御高配を賜った。この場を借りて厚く御礼申し上げる(順不同・敬称略)。

石田実洋、遠藤基郎、緒方知美、川上貴子、後藤恒、坂上康俊、佐藤全敏、重松敏彦、朱雀信城、立畠敦子、田淵義樹、堀江潔、村井章介、山崎大輔、九州大学附属図書館、宮内庁書陵部、太宰府市史編集委員会、東京大学史料編纂所、東京大学日本史学研究室。

一通 観世音寺解 申請 府裁事

請重蒙 存教任 奉願施入限以氣前国追濟祝司酌齋米内十四石四斗  
交傍不空观寺供不供

寛政二年五月

一通 存政事 祇前国 在所

在佐寺解台 从本在元行观世音寺五件供米拾肆石肆斗

寛政三年五月廿一日

一通 存條 觀在寺

在永奉倫新造寺後元正隆御佛供事

目別

羊肆井 元祇前国齋米内 不空四兩重观寺壹升 飯

四天三冬井 飯俵井新 所別壹斗伍合 油伍合 五佛 前別壹合

元肥後国寺新

保元三年五月廿一日

図1 九州大学附属図書館所蔵『寧楽雜纂』

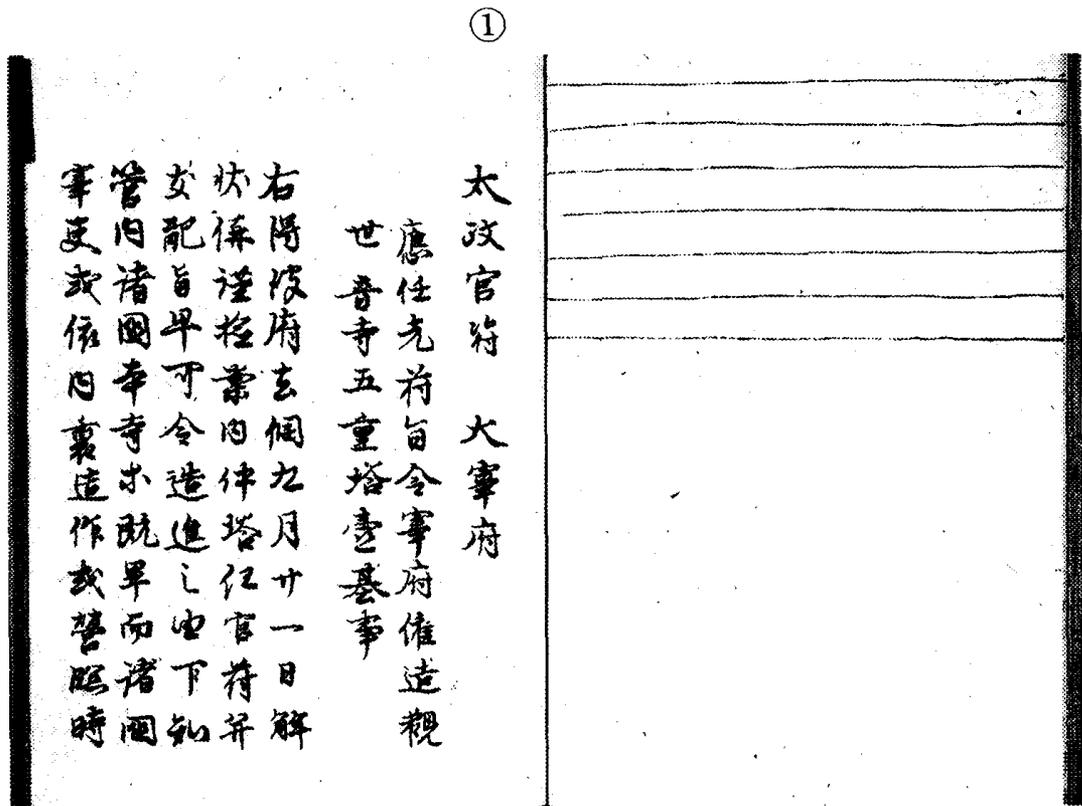


図2 宮内庁書陵部所蔵『観世音寺太政官符』(1)

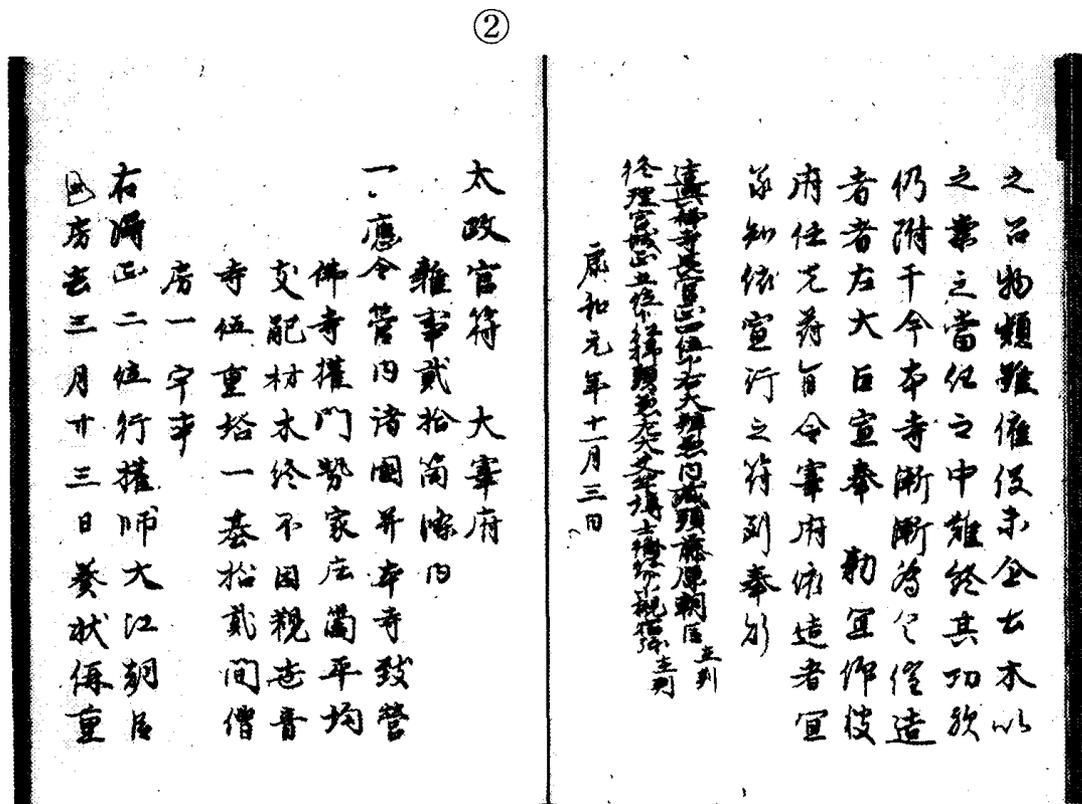


図3 同(2)

檢事内仲塔婆者先帝之御願而  
府之大度也而去原平年中寺  
家有火拂地燒失自今以來雖  
經年席無復舊甚愛月府前任  
之日任官符台或更配管內諸  
國或因澤本寺欲營土木之處  
任教既暮湯京忽僅是以常懷  
不遂之謀舟心為歎之向重洛  
朝恩再任都督今度不袖勤勞

者何日又勤營造乎望請 天  
裁任前所給官符重被下宣旨  
令管內諸國本寺等勤營造且  
不論神社佛寺權門勢家法園  
支配坊木符於不日之功者正  
二位行大納言兼民部卿太皇  
太后宮大夫陸奥出羽按察使  
源俊明宣奉 勅依請者  
以前縣事如仲府宜蒙知依宣

図4 同(3)

③

行之符到奉行

然理意<sup>伏</sup>處<sup>伏</sup>但行各舞<sup>伏</sup>主<sup>伏</sup>推守<sup>伏</sup>源朝<sup>伏</sup>在<sup>伏</sup>列  
從二位<sup>伏</sup>大<sup>伏</sup>兼<sup>伏</sup>學<sup>伏</sup>博士<sup>伏</sup>旅<sup>伏</sup>登<sup>伏</sup>不<sup>伏</sup>少<sup>伏</sup>槻<sup>伏</sup>宿<sup>伏</sup>押<sup>伏</sup>在<sup>伏</sup>列

嘉永元年五月十五日

在少辨御列

府政所縣

欽任官符旨致沙汰條雜事  
内戴筒条事

一應令管內諸國并本寺致營  
造<sup>又</sup>不論<sup>又</sup>神社<sup>又</sup>佛<sup>又</sup>寺<sup>又</sup>權  
門<sup>又</sup>勢<sup>又</sup>家庄<sup>又</sup>園<sup>又</sup>平<sup>又</sup>均<sup>又</sup>交<sup>又</sup>配<sup>又</sup>材  
木<sup>又</sup>終<sup>又</sup>不<sup>又</sup>日<sup>又</sup>功<sup>又</sup>當<sup>又</sup>寺<sup>又</sup>五<sup>又</sup>重<sup>又</sup>塔  
壹<sup>又</sup>基<sup>又</sup>拾<sup>又</sup>戴<sup>又</sup>同<sup>又</sup>僧<sup>又</sup>房<sup>又</sup>堂<sup>又</sup>宇<sup>又</sup>事  
サッ条官符内  
勝太政官今年五月廿五日符  
同八月十日到來係一應令管  
内諸國并本寺致營造<sup>又</sup>不

図5 同(4)

論神祇佛寺權門勢家庄園平  
均支配材木終不日觀世音寺  
五重塔一基十二間僧房一字  
事右得正二位行權帥大江朝  
臣去三月十三日葬杖皇拾葉  
田伴塔婆者先帝之所願西府  
之大廈也而去康平年中寺家  
有大拂地燒失自命以未幾經  
年序無復舊基爰前任之日

任官符自或支配管内諸國或  
元祿本寺欲營去木之虞任祇  
既暮歸京思僅是索懷不遂之  
條舟心為歎之間重洽朝恩再  
任都督今度不抽勤節者何日  
又勤營造奉望請天裁任前  
任所給官符重被下宣旨且令  
管内諸國卒寺等勤營造且不  
論神祇佛寺權門勢家庄園文

図6 同(5)

配材木將終不日之功者正二  
位行大納言兼民部卿大皇大  
后大夫陸國出時按察使源朝  
臣俊明宣奉勅依清寺  
一應遣官使以當寺所願田島  
地利充其新如舊營造本寺全  
堂并迴廊戒壇南大門寶藏借  
房等事三ノ事同日  
標太政官今年五月廿九日符

同八月到來係一應遣官使以  
觀世音寺所領田畠地利充其  
新如舊營造本寺金堂并迴廊  
戒壇南大門寶藏借房等事右  
得同前奏杖保護檢校四觀世  
音寺者天智天皇所守之門  
為鎮護國家殊下勅命所被  
草創也天武天皇聖武天皇同  
成佛依相次佛標自命以來堂

図7 同(6)

写本に見える観世音寺文書について

霜多積靈驗惟新而近代為諱  
 昨別膏之者偏貪庄苗地利不  
 管寺家之去木或運上京都備  
 充私用或給從類之眷領無勤  
 堂舍之終造如此之間寺塔門  
 廊悉以頽壞佛聖燈油殆及厥  
 怠之就中於金堂戒壇迴廊大  
 門等者為去康熙四年八月大  
 風拂地顛倒之由有其所仍賜

官樓又被田園地利元干其新  
 如舊營造將行聖朝之所願作  
 至于塔婆者任前任所給官符  
 且交配管日且仰本寺可造進  
 之由童子細言上如伴者尤大  
 且宣奉勅依請者  
 以前律事如伴府宜承知依宣  
 行之符到奉行者伴戴箇任  
 官符旨欲致沙河汰之狀歸送如

図8 同(7)

件以牌

大監記朔在列  
 大監記朔在列  
 大監推弟朔在列  
 大監奉宿朔  
 大監推弟朔在列  
 少監大藏朔在列  
 大監記朔在列  
 監代大中在列

④

太政官符 大宰府  
 雜事卷箇條

嘉永元年八月廿日

監代推宗在列  
 監代小の  
 監代建部  
 監代佐師  
 監代出位在列

図9 同(8)

一應同遣官使以觀世音寺前  
 領田畠地利充其新如舊  
 營造本寺舍堂并迴廊戒  
 南大門寶藏僧房等事  
 右得正二位行推師大江朝臣  
 送房今月十九日奏狀保謹檢  
 業内件神社佛寺者或有所領  
 之田園或有年輪之封物皆注  
 相打之色目方充奉所之用途

而近代為其司之者不存公平  
 每物入已運上京都偏私私用  
 奉寺奉社不動終補佛事田園  
 他利死干其新欲我營造之勤  
 聖詔天裁早被下宣旨將為  
 鎮護國家謀者左大臣宣奉  
 勅依請者  
 以前除奉所件府宜急知依宣  
 行之符到奉行

図 10 同(9)

⑤

右少輔正五位行中官權大進藤原朝臣  
 從五位左大臣兼博士藤原少規宿禰  
 嘉承元年五月廿九日  
 依請但早可作  
 僧還宴解 申請 府裁事  
 請被特蒙 府恩請 國外不現  
 官使終造觀世音寺破損顛  
 到堂舍門廊戒壇院等子細

狀  
 右還宴謹檢業内件寺院諸國  
 造進之外堂舍明廊等者寺家  
 所望也作件諸堂前別當任  
 中併以願倒致而還宴底令  
 進府申又申請府解今言上公  
 家之處適被下知 官符之条  
 寺所望也然者不備加官使何  
 有懈怠哉以彼世給租償之費

図 11 同(10)

⑥

老下人史食物為宗修造矣聖  
請 府裁任中請旨諸國勅造  
外不給官使為致終造勅事狀  
言上如件双解

嘉永元年八月廿九日僧置宴

同年十月八日 拜官後見終造書

太政官符 大宰府

應令觀世音寺別當傳燈大  
法師置宴終造當寺金堂廻  
廊中門亦事

右得彼府去三月十日解杖係  
得彼寺所司等解杖係請被致  
任道理且奏明 公家且言上  
院廳依其成功申充勸賞當寺  
別當置宴大法師或既改造或  
又欲管作當寺旧破棟顛倒堂

図 12 同(11)

舍佛像等子細杖右三總寺謹  
檢業内當寺者天智天武聖武  
三代之所願也天律久獲勅驗  
猶新然別傳彼東都三戒壇移  
此西府之靈砌誠是九州無雙  
之勝地一府第一之壇場也於  
於曩日者庄園雖有數從中古  
以降田地又非安或為園司被  
以公或為出民爭論故也竹帛

雖不朽長吏無成新然同年序  
徒過無人沙汰如彼權門勢家  
領神祇庄園者各慕其威從以  
及町於當寺者細所難寄重權  
勢猶如輕偏待府裁全無他帶  
只仰親音之利生不奈田地之  
詳論慈恩室剛誰成慈恩之恩  
思得衣廣何企訟訖之心同茲  
所在之領田僅不過三百町此

図 13 同(12)

日謀讀二所司三經專寺僧  
 著衣供田已以百餘町也維那  
 長諫衆仕花槌鐘挺連拂是等  
 之給田又及卅餘町皆是不輸  
 取不辨地利何吃每日佛聖燈  
 油恒例泐頼等一半之用逢又  
 及二百第石以之田數不發相  
 折是多計此余分甚以少而  
 代：別備偏貧深分之地利敢

不願諸堂之破損拆少破之時  
 者寺家加於補及大破之時者  
 公家泐勃也夏仲壽堂舍少破  
 之時依無一於復顛倒之後脫  
 徑望霜反泐頼之諸堂者基趾  
 僅殘靈驗之諸尊者身轉皆碎  
 霜朝雪夜散紫磨於玄冬之風  
 立積塵侵洗焉瑟於未夏之雨  
 視聽之者流淚往及之人腐魂

図 14 同(13)

雖然以微切介善非可波其營  
 捧一花一錢誰歎其勵但任先  
 例可今管內諸國造主之由頻  
 雖被下 給官廳轉徒過云水  
 未成爰今當任別番運塞大法  
 泐歎此佛像之推破悲堂舍之  
 顛倒依無府國之動獨所數其  
 勵也先改立大門一宇或檀一  
 宇四面築垣佛像二軀力士二

躰者申請覆勃執録圖畢此外  
 於迴廊中門二蓋金堂者諸佛  
 尊像二天形貌者或及半作或  
 備材木偏以者寺地利充此打  
 魚拖資財致此營之故也躰燈  
 壇之僧侶者始忌法服損風雨  
 歎恭寺之尊者漸令佛陀具  
 身躰之洗道路以用誰何容  
 望請 府裁且奏俞 公象且

図 15 同(14)

言院應因依此成功欲被申充  
勅費若者時之費者誰作向後  
之勢哉功課有限公家仍勅  
在状言上如件者仲或壇院并  
佛像加覆密之處勅造有室又  
破壞顛倒堂舍佛像可營作之  
由申請之旨是在公平仍為被  
裁下相制彼寺所司等解状言  
上如件者左大臣宣奉勅件金

雲等宜令遷塞早致於造隨其  
勤節而勸費者府宜兼知依宣  
行之符到奉行

左少辨五位源朝臣  
修經右宮城判官從五位行大進藤原兼房少親宿禰

嘉承三年六月廿一日

府政刑錄 觀世音寺 街

図 16 同(15)

應任官符旨令別者傳燈大  
法師遷塞於造者寺金堂迴  
廊中門等事  
解大政官去嘉承三年六月廿  
一日符天仁元年十月五日到  
來係者任官符旨可令別者  
遷塞大法師於造金堂迴廊中  
門之狀解送如件以解  
天仁元年十月日

大宰府解 申請 官符事

壹紙

枚載應令觀世音寺別  
者傳燈大法師遷塞於  
者寺金堂迴廊中門等狀

副進

觀世音寺返解壹紙

右大政官去嘉承三年六月廿

図 17 同(16)

⑦

⑧

⑨

一日符同十月五日到來傳之  
者任官符旨可令別者還案終  
造之由下知彼寺之廢今年六  
月十日返歸傳之者重為被裁  
下相創彼寺傳狀言上如件謹  
解

天仁二年六月廿一日

正二位行權大江朝臣未列

少貳位五位肥前守惟宗朝臣

觀世音寺府政所

表歸一紙被載欲任官符旨令

別者傳燈大師位置

案於造者寺金堂廻

轉去年十月五日傳令年二月  
七日到來傳太政官去嘉永三

図 18 同(17)

年六月廿一日符天仁元年十  
月五日到來傳之者抑執未  
歸捨弟心先朝御宇之時五發  
七道諸箇破鎮倒神祉佛寺况  
以田高地利雖令營造隨其功  
課可外勸費之中所被下官  
符也同茲者時別者還案偏守  
其旨營造戒壇一況第壇四面  
蓋又從理菩薩力士像各二軀

大門一清覆畢依其成功  
早浴朝恩之後成第可令營  
造金堂中門左右迴廊外之中  
申請之慶勸費未開功債如空  
爰又伴金堂廊門中可營造之  
旨被下官符各願為甚慈  
雖然還案依官符之旨除  
不顧無成功之勸費左右  
迴廊八十日向造營之勤及半

図 19 同(18)

写本に見える観世音寺文書について

作也次又五間二蓋中内一字  
終達切羅及後力就中金堂者  
國家大幸也仍自支朝卿等之  
時頻下 官符可令管內諸國  
建立之由雖被下知是依西府  
之大度諸國未波其勤何況置  
寡獨敢及其力哉依思之切之  
空羅致役奉之勇者早任之切  
申請之旨重強奏達依彼戒壇

成切被申充勤者如故造伴  
金雲中内迴廊亦旃敷造畢之  
懇去將知成切し不空仍歸送  
必併以歸

天仁二年六月廿

都都那恒成律師  
都准那師律師

漢師蓋別者佛燈大法師  
五列

図 20 同(19)

⑩

漢師佛燈大法師 良宴  
上后佛燈大法師 良宴  
抱吉尼佛燈大法師 良宴  
寺之職職法師 良宴  
持寺之職職法師 良宴

觀世音寺三總寺解申請 府載事  
請被言上公家管國受領中  
充給重任并遷任宣旨於

申請第令造立者伽藍曰  
境先五重塔堂基狀  
右三總寺謹檢案內當伽藍者  
是天智天皇之草創也其後  
天武精統文武元明四代之聖  
主殊下綸綽所被令造畢也既  
光帝之遠立永為累代之所賴  
有胎之靈地殊脈之伽藍也而  
去康平七年五月十一日不慮

図 21 同(20)

外天文出来五向薄雲五重塔  
 壁佛祀燒已干時像大狎河  
 任也仍殊全皓棟造立涼堂并  
 佛像行被奉供養也但至于塔  
 盾者者初無其管令降灰律遙  
 搜居諸久積爰江都皆狎前任  
 之日可造立仲塔之由申下官  
 府雅被下知管內諸國也及陸  
 軍民皆洞弊干寄一夜之水不

運一贊之出同茲師狎重徑葵  
 廟弄申下宜旨被加儀徑於諸  
 國之國任秩已春泐泐既平其  
 復市狎陰都皆之時為道被素  
 懷又經奏達之日去嘉象元  
 五月廿五日官符傳應令管內  
 諸國并本寺致造管並又不論  
 神祇佛寺權內皆家庄園平均  
 支祀材木終不日加觀世音寺

図 22 同(21)

五重塔一春事右正二位行林  
 冲大江朝凡古三月廿三日奏  
 狀傳重檢案內仲塔壁者先旁  
 之泐額鎮西之大廈也去康平  
 年中寺家有火拂地燒已自余  
 以來雖經年序無復舊基爰造  
 房前任之日任官符旨或友配  
 管內諸國或死泐本寺欲管出  
 木之處任被既暮泐亦忽催是

常懷不遂之修舟心為歎之向  
 重塔胡恩再任都督今度不抽  
 勤節者何日又勤管造年望請  
 天裁任前任所給官符重被下  
 宣旨且令管內諸國本寺勤管  
 造且不論神祇佛寺權內皆家  
 法園交配材木將泐不日之功  
 者正二位行大御之益民郡所  
 太皇太后官大史陸奥出泐格

図 23 同(22)

写本に見える観世音寺文書について

奉使佛朝臣俊明宣奉勅依請  
者市卿任官符旨雖被支配矣  
其身在京不赴任所之間雖有  
下知之名敢無來役之實自今  
以後又以同前狀者只以申請  
功課之軍史可被令造營也若  
然者使勸成風之力定畢不日  
之切者欲梓塔廟燒已之刻甚  
中佛菩薩像皆所奉取出也件

尊像等併所奉宿置二益金堂  
也然則三時之行法三昧之  
所作於金堂所勤初也而向康  
和之比大風之起金堂又倒尊  
像多損因茲行法之法侶皆夫  
其所有限御殆及閑息兩利  
雪夜張蓋致其勤香花燈明風  
暮難倫非雷寺家凌遲多亦奉  
府之淺薄也若此時不興他者

図 24 同(23)

⑪

亦期行時天長地久之祈何事  
如之鎮護國家之讓何善過新  
聖請 府裁速被言上之家還  
任重任之中有申請之國司者  
屏被下裁許之宣旨欲造塔婆  
之造營仍佳狀以解

元承二年三月 日  
大宰府解申請 官裁事

言上 觀世音寺所司所申五重  
塔壹基并拾貳間僧房一  
宇不可勤造由裁箇除子  
細狀

創進  
觀世音寺三層解狀一冊  
一清被任府旨令管內諸國依  
造五重塔一基并十二間僧房

図 25 同(24)

一字事  
 右博波寺三紹寺解状傳云者  
 任克府有早被下知可令通勤  
 造之由寺家所申是存公平者  
 為被裁下言上如件  
 一請被裁下同塔一基五重以  
 所元寺家一分第五層係者寺  
 造營金堂中廊戒壇院等大作  
 事可被加配管內諸園申子細

事  
 右同符解状傳云者件塔一基  
 五重之內任克符有於口層者  
 交配管內諸園至于一層同配  
 元寺家畢而今戒壇院造畢之  
 後廻廊八十二間中勤造又  
 二益金堂中門等寺家依可造  
 管符任以所配寺家分一層可  
 加配諸園之由言上自府難日

図 26 同(25)

由仍為被裁下言上如件  
 以前戒簡除為裁下切創寺家  
 所可解状言上如件謹解

天承二年七月廿一日

總寺起請  
 而總寺不可過期限事

一六件廣慶寺壇位事 五十七名額田庄位

在新庄近園之年貢( )完納修何事才違引思心  
 月十五( )案可始完( )且事始修( )也心( )有( )竹思理  
 依( )名稱當日( )備修( )為( )生( )形( )寺( )且( )儀( )連( )引( )系  
 道( )理( )之( )然( )引( )過( )十五( )音( )致( )對( )律( )者( )人( )否( )否( )修( )科( )許  
 之( )矣

図 27 同(26)